

令和6年度事業計画

1 はじめに

当協会は、平成元年4月に社団法人として発足し、平成23年6月に公益法人制度改革に伴う公益社団法人として再スタートした。その後、平成29年4月に協会名を神奈川県産業資源循環協会に改称し、産業廃棄物の適正処理に加え、資源化の推進に関する取組みを通して、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに県民福祉の向上及び循環型社会づくりの促進に寄与している。

2 産業廃棄物業界を取り巻く環境

(1) 行政の動向

国は、昨年4月から中央環境審議会循環型社会部会において、循環型社会形成推進基本計画（循環基本計画）の5年ごとの見直しが行われており、新たな循環基本計画の策定のための具体的な指針を10月に取りまとめ、環境大臣に意見具申した。この中で重要なキーワードは動静脈連携と脱炭素と言える。動脈産業、静脈産業、自治体、市民・消費者がそれぞれ連携しながら、脱炭素（CN）と循環経済（CE）の同時達成に向けた取組を通じて持続可能性を巡る社会課題の解決に取り組んでいくことが求められている。

また、プラスチック資源循環法が施行され、製品設計から廃棄物処理段階に至るまでのあらゆる主体による資源循環の促進を優先的に進めており、産業廃棄物の適正処理については、電子マネーの普及拡大や許可業者に関する情報公開の充実化などデジタル化が進められている。

神奈川県においては、循環型社会づくり計画の改定が令和5年度に行われており、基本理念である「廃棄物ゼロ社会」を目指し、「資源循環の推進」「適正処理の推進」「災害廃棄物対策」の3つの施策を柱に、安全安心な適正処理を前提に、資源循環の推進に取り組んでおり、計画の目標達成に向け、食品廃棄物の削減や廃プラスチック類の資源循環の推進に係る普及啓発等を実施している。

(2) 業界の動向

神奈川県産業廃棄物処理実績調査報告書によると、令和4年度に県内の処理業者が県内で発生した産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）を受け入れた量は10,179千t（令和3年度8,504千t）、県外で発生した産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）を受け入れた量は3,234千t（令和3年度2,286千t）であった。

また、公益社団法人全国産業資源循環連合会（全産連）の「産業廃棄物処理業景況動向調査報告書」（2023年10-12月期）によると、経営上の問題点として「従業員の不足」「修理、修繕等の増加」の回答割合が高く、記述

意見では燃料費、物価の高騰を懸念する声が多く寄せられている。

こうした状況において、全産連では「処理の受け手から資源・エネルギーの創り手へ」をスローガンに掲げ、収支改善策の検討とともに産業廃棄物の適正処理を基本に、業界の振興に向け、重点事項として人材育成、安全衛生、低炭素化、災害廃棄物対策等の各事業に取り組むこととしている。

3 協会の取組み

昨年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類へ移行され、令和2年から始まったコロナによる様々な制限が緩和され、株価の上昇など経済活動は戻ってきたが、大幅な円安、燃料代の値上げ、人手不足など業務に大きな影響があると予想される。

こうした状況や業界を取り巻く社会経済環境等を踏まえ、当協会は、適正処理の推進を図るとともに、脱炭素社会と循環経済の実現に向けて再生資源の創り手として循環型社会づくりにおける重要な役割を担い、業界の社会的地位を高める取組みを進める必要がある。

そのため、コンプライアンスの徹底や情報の収集・提供、人材育成の推進、労働災害の防止、災害時における廃棄物処理の支援対応など、市民の理解と信頼を得る効果的な事業を推進し、公益社団法人としての責任を果たしていく。

事業の推進にあたっては、行政や関係団体との連携を更に深めるため、これまで以上に行政や排出事業者等と共に活動できる枠組みも検討していく。

併せて、会員の満足度を一層高めるよう、会員のニーズに応えられる事業を推進するとともに当協会の価値向上と財政健全化に向けた検討にも引き続き取り組んでいく。

公益目的事業

1 産業廃棄物の適正処理のための法的事項、安全衛生等の普及啓発及び情報提供等による普及啓発

(1) 法定事項の遵守、コンプライアンス等の向上及び不法投棄・不適正処理の防止の普及啓発並びに調査研究に基づく普及啓発

ア 法定事項の遵守、コンプライアンスの向上の普及啓発

適正処理のコンプライアンスの向上・徹底を図るため、産業廃棄物の処理に係る法定事項である委託契約書、マニフェスト（産業廃棄物管理票）及び帳簿記載の遵守を徹底するとともに、委託契約書、マニフェスト等の頒布を行う。

併せて、許可申請のための講習会の実施協力を行う。

また、処理業者、排出事業者及び行政と連携して、セミナー等により排出事業者責任の普及啓発、電子マニフェストへの加入促進等に取り組む。

- ・マニフェスト等の普及啓発事業
- ・産業廃棄物処理業者基本台帳の整備・許可期限の通知事業
- ・許可講習会等の実施協力事業
- ・排出事業者・行政との懇談会等の事業

イ 不法投棄・不適正処理の防止の普及啓発

産業廃棄物の不法投棄・不適正処理を防ぐため、神奈川県、市町村等が行う廃棄物不法投棄防止・撲滅キャンペーン事業に参加し、不法投棄・不適正処理の防止を普及啓発するとともに、会員の優良事業所や優良従業員を顕彰する。

- ・不法投棄防止等キャンペーン参加
- ・適正処理顕彰事業

ウ 調査研究に基づく普及啓発

産業廃棄物の種類や処理形態に応じた適正処理の課題を調査研究し、その成果を手引書、マニュアル等として公表・発行して普及啓発するとともに、制度改善等が望まれるものは、関係行政機関等に改善を提言し、その内容を機関誌「さーきゅれーしょん」に掲載して公表する。

- ・適正処理調査研究・普及啓発事業
- ・低炭素化の取組みの普及啓発
- ・予算及び施策等の提言

(2) 資料・情報の収集・提供、広報による普及啓発

産業廃棄物の処理及び資源循環に関する情報を収集・提供し、産業廃棄物の適正処理・資源化を普及啓発する。

ア 法令・行政情報等の収集・提供

法令改正・諸通知等の行政情報、会員情報等を収集し、情報提供等の基礎資料とするとともに、関連する情報提供の充実を図る。

- ・情報収集・提供事業

イ ネット媒体を利用した情報提供

協会のホームページを運営し、県民、排出事業者、処理業者等へ産業廃棄物の適正処理及び資源循環の推進のために分かりやすい情報提供を行うとともに、会員への情報提供の充実と迅速化を図る。

- ・ホームページ運営
- ・メールマガジン配信
- ・フェイスブックの更新

ウ 機関誌による情報提供・広報

機関誌「さーきゅれーしょん」を発行、配布等するとともに、内容の充実を図り、処理業者、排出事業者、行政及び県民に適正処理と資源循環に関する協会事業や行政情報、関連情報等を広報する。

- ・機関誌「さーきゅれーしょん」発行事業

(3) 安全衛生の向上・徹底の普及啓発

適正処理推進の基盤である労働者の安全・安心と経営の安定化に向けて、令和5年度を実施初年度とする第3次労働災害防止計画に基づき、安全衛生の徹底と対策の普及啓発を進める。

ア 安全衛生パトロール等による普及啓発

職場の安全衛生パトロールについては、専門家の同行等により取組みの充実を図るとともに、全国安全週間等の周知啓発など労災防止の取組を強化する。また、職場の状況・実態に応じた安全衛生方策の確立を支援し、処理現場の改善を着実に進める。

- ・安全衛生パトロール事業等
- ・全国安全週間の周知啓発等

イ 安全衛生の情報収集・提供

安全衛生に関する情報の収集・提供を充実させることにより、安全衛生意識を一層高めるとともに、事業所における管理体制の整備、セミナー実施等による技術や設備の改善を図り、職場における各種対策の徹底を図る。

- ・安全衛生大会、セミナー等による情報提供や啓発
- ・全産連安全衛生支援ツールの提供
- ・安全運転教習事業
- ・労働安全衛生関係特別教育

ウ 安全衛生事例による普及啓発

会員企業の労働災害やヒヤリ・ハット事例の調査結果を取りまとめ、労災防止の参考となる好事例もあわせて機関誌「さーきゅれーしょん」等に掲載する。また、労災防止マニュアル（第3版）等を活用し、処理現場における見直しや改善を促す。

- ・安全衛生事例調査研究・普及啓発事業
- ・調査事例の機関誌への掲載

エ 安全衛生優良事業所等の顕彰による普及啓発

社員総会において安全衛生優良事業所とその担当役員・従業員の顕彰を行い、安全衛生の普及啓発に資する。

- ・安全衛生表彰事業

(4) 全産連等との連携による適正処理の普及啓発

都道府県域を超えて処理される産業廃棄物の適正処理を推進するため、全国の処理業者や関係団体と連携・協力して適正処理を普及啓発する。

ア 全産連との連携による適正処理の推進

公益社団法人全国産業資源循環連合会（全産連）の役員・委員として管理運営や諸事業に参画し、国等からの指導・助言を受け、情報を収集し、共通課題を協議・調査研究し、課題解決を進めて、適正処理を普及啓発する。

- ・全産連連携普及啓発事業
- ・全産連事業の活用による人材育成

イ 全国大会での適正処理の推進

全産連等が主催し環境省が後援する「産業廃棄物と環境を考える全国大会」に参加して、全国の協会員等と共同して適正処理を推進する。

- ・全国大会参加普及啓発事業

ウ 関係団体との連携による適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者等の関係団体や近隣都県の協会との情報交換、事業への参加等により、連携して適正処理を普及啓発する。

- ・関係団体連携普及啓発事業
- ・一都三県建設混合廃棄物意見交換会（東京・千葉・埼玉協会）
- ・一都二県医療廃棄物合同懇談会（東京・静岡協会）

(5) 体験学習等による普及啓発

県民、生徒、大学生等に産業廃棄物の適正処理や処理業界への理解と認識を深めてもらうため、会員事業所等において産業廃棄物の排出から処理までの過程の見学・体験等を通じ、産業廃棄物処理の重要性や処理業界・協会の取組みを広く社会に知ってもらう。

- ・見学会・体験学習・マイタウンティーチャー等の出前講座等の実施
- ・各種広報媒体への情報提供

(6) 県受託事業等の推進

循環型社会の形成と環境保全を図るため、県等と連携して産業廃棄物の適正処理の推進及び資源循環の推進に関する調査研究やセミナーの開催、普及啓発などを実施する。

- ・食品廃棄物の削減に向けた普及啓発等事業

- ・廃プラスチック類の資源循環推進に係る普及啓発等事業
- ・産業廃棄物処理業者講習会開催事業

2 産業廃棄物の適正処理及び資源循環の推進に関する研修会、講習会等の開催及び後継者等の人材育成

(1) 研修会、講習会等の開催

産業廃棄物処理業者及び排出事業者の適正処理、資源循環等に関する意識と資質の向上及び産業廃棄物処理業界の労働安全衛生水準の向上のため、法令、知識、技術及び技能に関する研修会、講習会、セミナー及び視察見学会を必要に応じてオンライン形式も活用して開催する。

- ・講習会等開催事業
- ・セミナー・視察見学会開催事業（各委員会・部会）
- ・安全運転教習事業（再）
- ・産業廃棄物処理検定直前法令研修会開催事業
- ・労働安全衛生関係特別教育（再）

(2) 後継者、若手経営者等の養成

産業廃棄物処理業の後継者を育成するため、処理業の知識や経営、教養などに関する研修会を行う。また、青年部会の自主企画による産業廃棄物に係る社会貢献活動等を行う。

- ・後継者・若手経営者等研修会事業
- ・青年部会実施公益目的事業

3 産業廃棄物に関する相談対応、指導・助言及び処理業者の紹介

処理業者、排出事業者、県民等からの産業廃棄物処理に関する相談や苦情などに対応して適切な処理を指導・助言し、廃棄物の処理を必要とするときは専門の処理業者等を紹介する。

- ・産業廃棄物処理相談、指導・助言事業

4 災害廃棄物の処理の支援等

地震等の大規模災害発生時の災害廃棄物の処理支援を希望する市町村と災害廃棄物処理支援協定を締結し、災害廃棄物処理計画に基づき平時から情報や意見交換を行うとともに、協会における災害廃棄物処理等支援本部連絡体制の確認及び地区会員連絡網等の整備・確認を行い、協定に基づき協力要請があった場合は、会員による災害廃棄物処理の支援を行う。

また、県と締結した特定家畜伝染病発生時における防疫業務に関する協定に基づき協力要請があった場合は、会員による廃棄物処理の支援を行う。

さらに、新型コロナウイルス感染症等特定の廃棄物処理について行政から協力要請があった場合は、対応可能な会員の協力により支援を行う。

- ・処理支援協定締結事業

- ・協定に基づく支援体制整備・確認等事業
- ・協定に基づく支援事業
- ・神奈川県、市町村等と連携した訓練等への参加
- ・行政からの協力要請に対応する支援事業

共益事業

1 会員及び会員の従業員の元気回復、懇親等の福利厚生に関する事業

会員及びその従業員の精神的安定、元気回復等のため、ゴルフコンペ、観劇会、懇親会その他の福利厚生事業を行う。

- ・ゴルフコンペの開催
- ・観劇会の開催
- ・釣り大会の開催
- ・会員、会員の従業員等の懇親事業

2 会員及び会員の従業員の県外施設見学会等に関する事業

会員による先進・模範的な県外処理施設や取組等の視察見学会を行う。

- ・県外施設視察見学会等の開催

3 会員に対する各種資料の配布や情報提供に関する事業

法令改正等が行われたとき又は産業廃棄物の適正処理のための資料が発行されたときは、会員にその資料を配布するなど会員向けの情報提供を行う。

- ・業務関係資料等配布事業
- ・会員専用サイトの運営

管理事業

1 総会、理事会等の開催

協会運営の基本となる事項を協議・決定するため、社員総会、理事会、常任理事会、役員推薦（選考）委員会、企画・財政委員会等を必要に応じてオンライン会議形式も活用し開催する。

また、地区委員会及び専門委員会にあつては、相互に情報共有を図りつつ、所管事項に関して効果的な取組みを進める。

- ・総会開催
- ・理事会・常任理事会等の開催事業

2 組織の強化・拡大、加入促進

未加入業者の加入促進の取組みを強化するとともに、協会の組織強化・拡大に取り組む。

- ・会員入退会、名簿の作成・修正
- ・会費収入管理
- ・会員加入促進に向けた普及啓発

- ・協会のあり方や財政基盤の確保についての検討

3 事務局の運営

協会運営に必要となる事務局業務について、効果的・効率的な運営を行う。

- ・調査回答事務（協会の管理に係るものに限る。）
- ・全産連等関係事業
- ・事務局管理運営事業

4 公益法人制度に基づく処理

公益社団法人として法律に基づき適切な法人運営を行う。

- ・定款改正に伴う認可、報告等の手続き
- ・事業実施報告等

総会・理事会の開催予定日

令和6年 5月 15日	第8期第4回	定時理事会
令和6年 6月 19日	第8期第5回	定時理事会
令和6年 6月 19日	令和6年度定時社員総会	
令和6年 9月 11日	第8期第6回	定時理事会
令和6年 12月 11日	第8期第7回	定時理事会
令和7年 3月 12日	第8期第8回	定時理事会